

○特定工場等の規制基準（法第4条第1項）

指定地域（振動規制地域）内の特定工場等における振動の規制基準は、次のとおりです。

昭和53年3月10日 県告示第335号

区域の区分		基準値（単位：デシベル）			
		7	昼間 20	夜間 7	7
第1種区域	あてはめ地域				
	第1種低層住居専用地域				
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域		60	55	
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
第2種区域	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域		65	60	
	工業地域				

- 備考
- 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
 - 2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム